

## 介護予防支援の指定対象拡大に伴う Q & A

令和7年4月1日時点

No.	項目	質問	回答
1	改正内容	どのような改正が行われたのですか。	介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者も区から介護予防支援事業者の指定を受ければ介護予防支援事業を実施することができるようになりました。 この結果、これまでは地域包括支援センターからの委託を受けて介護予防支援事業を実施していた居宅介護支援事業所が、委託によらず利用者との直接契約により実施できるようになります。
2	改正内容	利用者にとって何が変わりますか。	これまで、利用者は地域包括支援センターとのみ契約することが可能でしたが、この改正により指定介護予防支援事業者と直接契約を締結することが可能になりました。
3	改正内容	指定を受けなければ介護予防支援事業は実施できないのですか。	指定を受けない場合でも、従来どおり地域包括支援センターからの委託を受けて介護予防支援事業を実施することができます。
4	改正内容	指定を受けた場合、これまでのように委託による介護予防支援事業は実施できないのですか。	指定を受けた場合でも、従来どおり地域包括支援センターからの委託を受けて介護予防支援事業を実施することができます。
5	改正内容	介護予防支援事業者ができる要支援者のケアプラン作成はどこまでですか。	要支援者のケアプランには、予防給付を含んだ「介護予防支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、介護予防支援事業所が実施できるのは「介護予防支援」のみで、「介護予防ケアマネジメント」は実施できません。 「介護予防ケアマネジメント」を実施する場合は、従来どおり地域包括支援センターからの委託を受けて実施する必要があります（予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業を組み合わせたケアプランとする場合は実施可）。
6	契約	地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援事業を実施している事業者が、新たに指定介護予防支援事業者となった場合、指定を受けた後の利用者との契約はどうなりますか。	指定介護予防支援事業者として直接担当する形式に変更する場合は、新たに利用者との契約の締結が必要となります。指定を受ける際、あらかじめ委託元の地域包括支援センターへ連絡のうえ、利用者との契約方法について調整してください。 ただし、地域包括支援センターからの委託を継続する場合は、新たに利用者との契約の締結をする必要はありません。

No.	項目	質問	回答
7	介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント	<p>①介護予防支援→介護予防ケアマネジメントになった場合の契約の流れや提出書類を教えてください。</p> <p>②介護予防ケアマネジメント→介護予防支援になった場合の契約の流れや提出書類を教えてください。</p>	<p>①担当が指定介護予防支援事業者から地域包括支援センターへ変更となる場合は、地域包括支援センターが利用者と新規に契約を締結し、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を台東区役所高齢福祉課介護予防担当へ提出してください。</p> <p>②担当が地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者へ変更となる場合は、指定介護予防支援事業者が利用者と新規に契約を締結し、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を台東区役所介護保険課給付担当へ提出してください。</p>
8	介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント	<p>予防給付と総合事業の併用を予定していたが、予防給付の利用を1月休止した場合、契約はどうなりますか。</p>	<p>当該月を通して予防給付の利用がない場合、新たに利用者と地域包括支援センターで「介護予防ケアマネジメント」の契約を締結する必要があるため、早急に地域包括支援センターに連絡のうえ、調整してください。</p>
9	請求	<p>指定を受けて介護予防支援を実施する（地域包括支援センターからの委託によらない）場合、給付管理や請求は地域包括支援センターではなく、指定を受けた介護予防支援事業者が実施する認識で間違いありませんか。</p>	<p>間違いありません。</p>
10	請求	<p>現在、地域包括支援センターからの委託を受けて実施している介護予防支援について、指定を受け介護予防支援事業者として実施する場合、初回加算を算定できますか。</p>	<p>算定できます。初回加算は、指定を受けた介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画作成する手間を評価するもののため、原則として改めてアセスメント等を行ったうえで介護予防サービス計画作成する必要があります。</p> <p>【参考】厚生労働省「令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（Vol. 3）（令和6年3月29日）」問7</p>
11	請求	<p>指定を受けた介護予防支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算を算定できますか。</p>	<p>委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業を直接実施する場合には算定できません。</p>

No.	項目	質問	回答
12	その他	指定を受けた場合、要支援者の受け入れを断ることは可能ですか。	指定介護予防支援事業者として指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否できなくなります。 【参考】＜東京都台東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例＞第8条 また、委託とは異なり、要支援者との間にトラブルが生じた場合、地域包括支援センターではなく指定介護予防支援事業者が責任を負うこととなります。
13	その他	受け入れの拒否について、やむを得ず受け入れができなかった場合、他の事業者の紹介は必要ですか。	当該事業者の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他必要な措置を講じなければなりません。 【参考】＜同上条例＞第9条
14	その他	他区の指定介護予防支援事業者を利用する場合はどうすればいいですか。	介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があります。 台東区の指定を受けていない事業者が介護予防支援を提供する場合には、従来どおり地域包括支援センターからの委託を受ける方法も考えられます。
15	その他	すでに居宅介護支援の指定を受けている事業所が介護予防支援の指定を受けた場合は、居宅介護支援・介護予防支援と2つの異なる指定有効期限が存在することになりますが、今後はそれぞれの期限内に更新をしていかないといけませんか。	同一事業所で居宅介護支援及び介護予防支援の指定を受け、それぞれの指定有効期限が異なっている場合、同時に指定更新申請を行うことで、更新後の指定有効期限を合わせることができます。  例…居宅介護支援の指定が令和7年8月1日～令和13年7月31日、介護予防支援の指定が令和8年8月1日～令和14年7月31日だった場合、先に指定を受けている居宅介護支援に合わせ、介護予防支援の有効期限満了を待たずに同時に更新申請を行い、次回以降は6年ごとに同時に更新申請 ※この取扱いは必須ではありません。有効期限を合わせない場合は、居宅介護支援、介護予防支援それぞれで指定更新申請の手続きを行ってください。

※上記内容は令和7年4月1日時点のものです。制度改正等により内容は変更する場合があります。